

③文書の見直しに関する変更点 (安定期日)

2026年10月6日

一般財団法人日本規格協会

JDMT日本メンバー (ISO/DMT) 濱岡里鶴

本パワーポイント資料の情報源

1. ISO/IEC Directives, Part 1, 2026, 箇条4
2. GUIDANCE ON THE STABILITY DATES PROCESS
([ISO Connect](#)に掲載 要パスワード) 2026-09-18発行
3. 中央事務局作成のFAQ 2026-09-17発行版



画像出展: ISOコネクト

1) 基礎情報

- メンテナンスとは
- 安定期日・安定期間とは

2) 必要なアクション

- 幹事国は？WGは？
- 国内委員会事務局は？
- アクションに必要な情報の

3) メンテナンスの種類

- 確認、改訂、追補、訂正、廃止



1) 基礎情報

- メンテナンスとは
- 安定期日・安定期間とは

2026年版での変更内容は（おおまかに）？

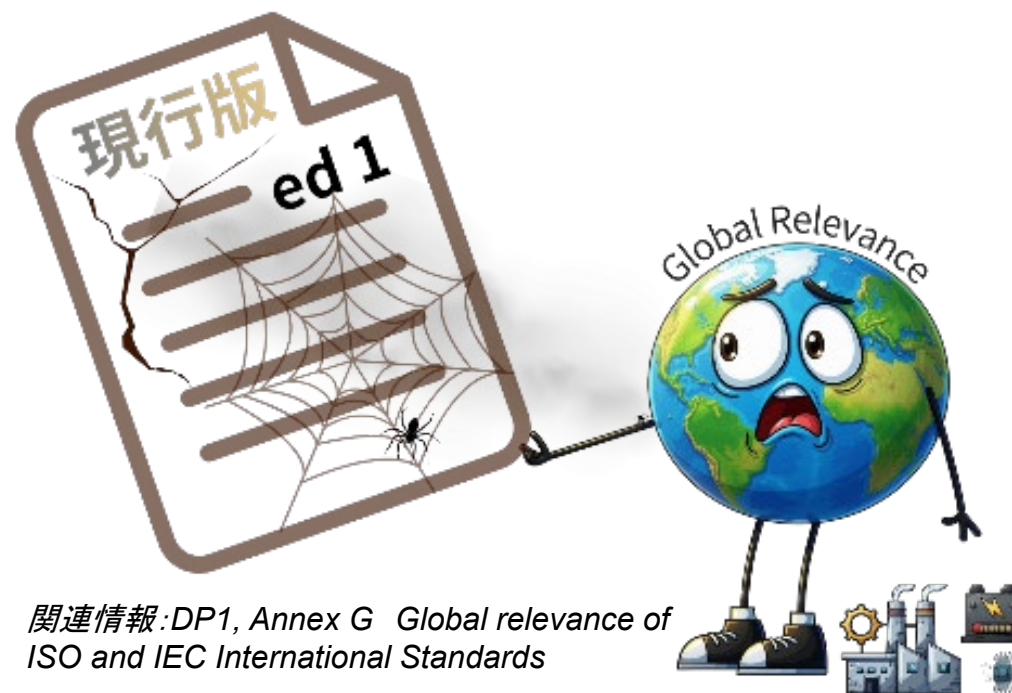
※ISO

- 呼び方：旧「定期見直し」→新2026「安定期間」「安定期日」
- 従来のIECのルール寄りに、共通化／整合化した
（そのため、IEC関係者は、新ルールの理解が容易）
- ISO関係者の立場での説明資料を作成
- 文書を作成し発行した後に
確認や改訂要否を検討するという「レビュー的アクション」が
なくなったわけではない

レビュープロセス

以下を確実にするために定期的にレビューしなければならない [4.1]

- 発行文書が(今も)市場に適合し目的に合っているか？
- メンテナンス及び開発プロセスがIS開発の6つの原則[DP1,0.2]に沿って行われているか？
- 当該文書が時代遅れでないかを検討することが望ましい [4.3]



関連情報: DP1, Annex G Global relevance of ISO and IEC International Standards

安定期日の目的 [4.2]

- 文書の適用に**一貫性と予測可能性を確保し**
定められた期間中は予期せぬ変更が生じないことを保証することで、利用者がその内容を信頼できるようにすること
-  ■ **委員会が安定期日を決定する**
(決定根拠: 扱う事項の成熟度、慣行の変遷、技術の進展
関連する出版物によって生じうる予見可能な変更を踏まえて)

用語説明 [4.2]

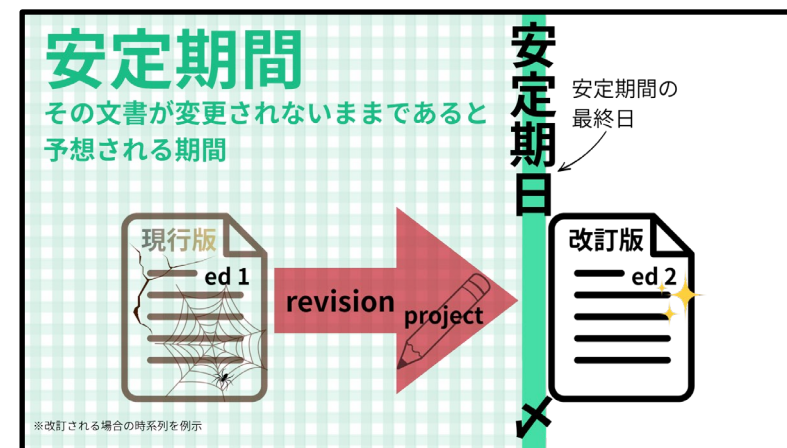
■ 安定期間 (stability period)

その文書が変更されないままであると予想される期間

■ 安定期日 (stability date)

安定期間の最終日

安定期日



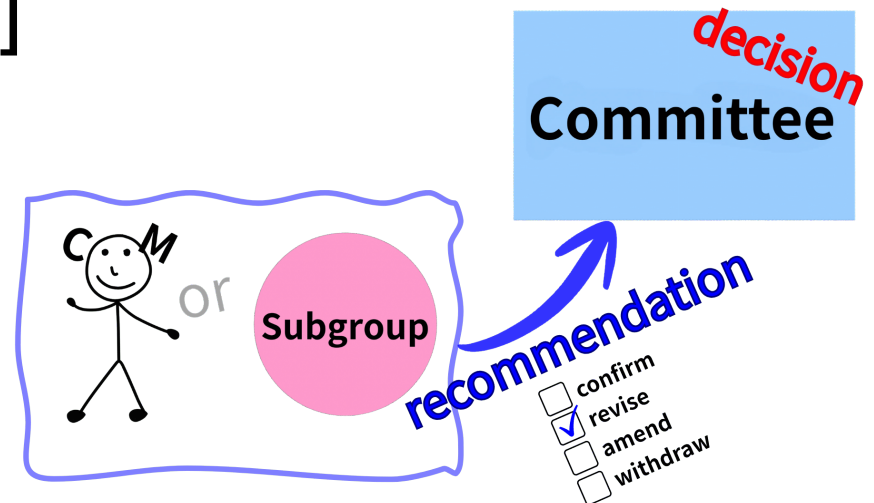
英語原文ではこう書いてあります。上記は仮訳。

- The stability date marks **the end of** the period during which the document is expected to remain unchanged.
- It is indicated by a year, with the stability period concluding at the end of that calendar year.

レビュー手順（概要）

ISOのガイダンス文書の記載
IECでは…従来通りか？

1. 委員会内コンサルテーションを行う [ガイダンス文書8.3]
2. 安定期日を迎える前に
当該文書を確認・改訂・追補・廃止すべきかどうかについて
委員会の適切なサブグループまたは委員会幹事国が
委員会に対し勧告する [DP1,4.3]
3. 委員会が
総会または委員会内投票で
決定する [DP1,4.3]





新版DP1ルールへの移行スケジュール

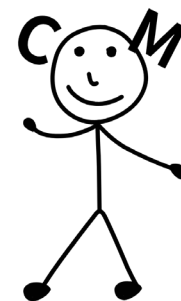
- （新DP1への切り替え時に実施中の定期見直しは継続するが**2026年10月5日以降、新たな定期見直しは開始しない**）
- **2027年5月1日からルールを適用（ITツール実装も）**
- **2027年5月1日までの間も、新ルールを念頭に準備すること**

初期特有の情報の不足／矛盾あり
後日確認が必要な事項はこの付箋

2) 必要なアクション

- 幹事国は？WGは？
- 国内委員会事務局は？
- アクションに必要な情報の入手方法





アクション：幹事国は？

発行文書の安定期日を監視・作成中文書に安定期日を設定。レビューのスケジュールを守る。

1. 事前に計画
2. 委員会でコンサルテーション実施
3. 勧告をまとめる (Subgroupが勧告作成もOK)
4. 決定をN文書化、Project情報をアップデート

[ガイダンス文書5.8より]

Suggested questions for the committee consultation

Q1. Recommended action

アクション

- Confirm
- Revise/Amend
- Withdraw

Q2. Has the document been adopted at national level, or is it planned for adoption, or used without national adoption? (for example: referenced in national regulations, used in research, export, certification schemes)

国家採用状況

Q3. Are technical changes needed?

- No changes needed 文書に専門的な変更が必要か
- Minor technical changes (amendment may be sufficient)
- Significant technical changes (revision recommended)

確認する場合の新安定期日

Q4. If the document is confirmed, what stability period would you recommend? (up to 12 years)

Q5. If revision or amendment is recommended, are you willing to nominate experts and/or support the development work?

改訂の場合、参加予定

Q6. If withdrawal is recommended, what is the basis for withdrawing the document?

Q7. Provide any other relevant information

廃止の場合の根拠

委員会内での コンサルテーション例

画像引用：ガイダンス文書8.3より

日本語追記は講演者

アクション：WG/WGコンビーナは？

- 国際幹事/委員会マネジャーおよび議長を支援し
- 委員会からの要請に応じて(=Subgroupに委託された場合)勧告案を作成する
- 改訂・追補が決定された場合は作成作業

アクション：国内委員会事務局は？

1. 安定期日を把握
2. 外部ステークホルダーからのフィードバック(ある場合)をレビュープロセスおよび安定期日設定の参考とするため適切な仕組みが整備されていることを確保 [4.3]
3. 委員会のコンサルテーション及び委員会内投票に回答
4. 自国提案の文書等に関し必要があれば提案・意見表明

2.の外部ステークホルダーは何を想定？外部って広すぎ。

アクション：規格ウォッチャー・規格ビジネスは？

- 安定期日は、従来のISOの定期見直しによる動きより個々にばらつきがあることに注意
- 安定期日と規格の改訂動向を、いままでよりさらに個別に注視

アクションのため：情報入手はどうやって？

- 照会段階(DIS)と承認段階(FDIS)
(DTS、DTR、DPAS、DSRDにも)に表示
- 発行後は、ISO及びIECのウェブサイトに表示
- 中央事務局が1月に(※ガイダンス文書によると6月にも)
その年に安定期日を迎えるすべての文書の情報を
すべての国代表組織に配布
- 幹事国向けに1月にISOプロジェクト上でタスクが生成される

安定期日が承認用に投票にかかるのか
提示されてそのまま受け入れられるかは
不明。ITツール実装後投票画面で確認。



新版DP1ルールへの移行スケジュール

出展: ガイダンス文書 12ページA.2

ルール切り替え時点では、当初安定期日が設定されていない。
以前の「定期見直しの予定日」を、安定期日として使う

- ISとTS: 定期見直し実施予定年が、安定期日に
- TRなど定期見直しが無い文書: 2032年まで
- PASおよびIWA: 安定期日は最長6年間(またはそれ以前)
- JTC 1のStabilized Standardsは2037年まで

IWAとPASはカウントの起点が
「発行時点」のほず、要確認。



新版DP1ルールへの移行スケジュール

< 続き >

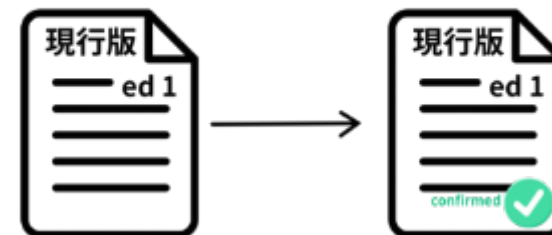
出展: ガイダンス文書 12ページA.3

- 定期見直しが
2026年の10月5日以降に開始予定だった文書は
安定期日を翌年にずらして2027年に
- これから2027年5月1日のルール適用 & IT実装までに
DISになるか発行される文書の安定期日は
デフォルトで安定期日が5年間になる
- (IT実装後に更新・決議で別の期日を選択可能)

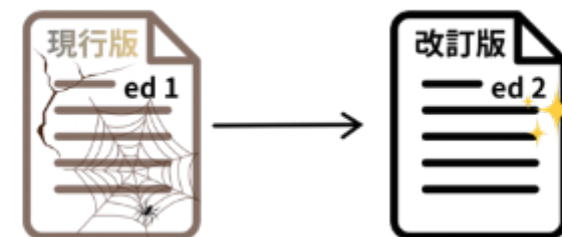
3) メンテナンスの種類

- 確認、改訂、追補、訂正、廃止

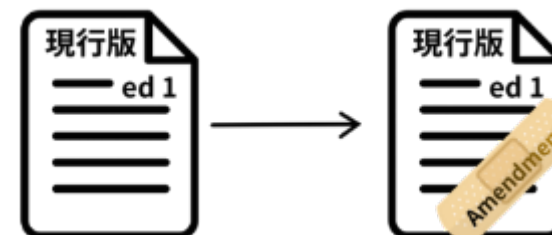
[4.3 a] 確認 Confirmation



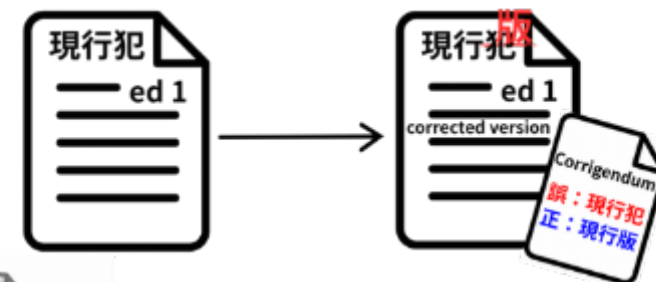
[4.6.1] 改訂 Revision



[4.6.2] 追補 Amendment



[4.6.3] 訂正 Corrections



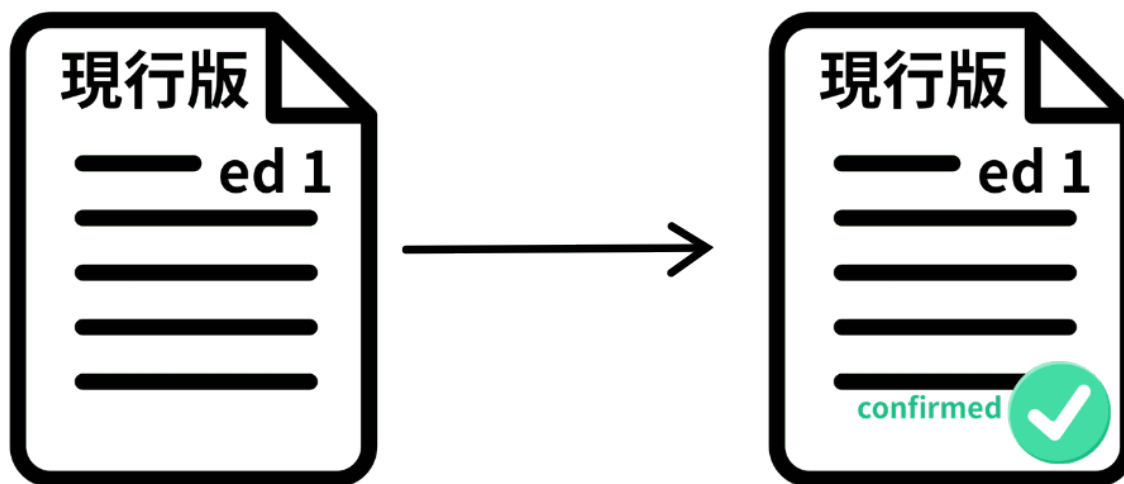
[4.6.4] 廃止 Withdrawal



[4.3 a] 確認 Confirmation

文書が有効で変更を必要としない場合
委員会は当該文書を確認し
安定期日を**延長**することを決定する

延長「extend」ではなく
確認の一期の再設定では？
DP1 Amendment用にコメント（JDMT議論）



安定期日の長さ設定 [4.4]

IS・TS・TR・Guide・SRD

Systems Reference Deliverable
DP1, Annex P, Systems standardization

- 初版安定期日は最長5年
- それ以降の**確認**では最長12年までの新たな安定期日を設定可能
- 確認回数の上限はない





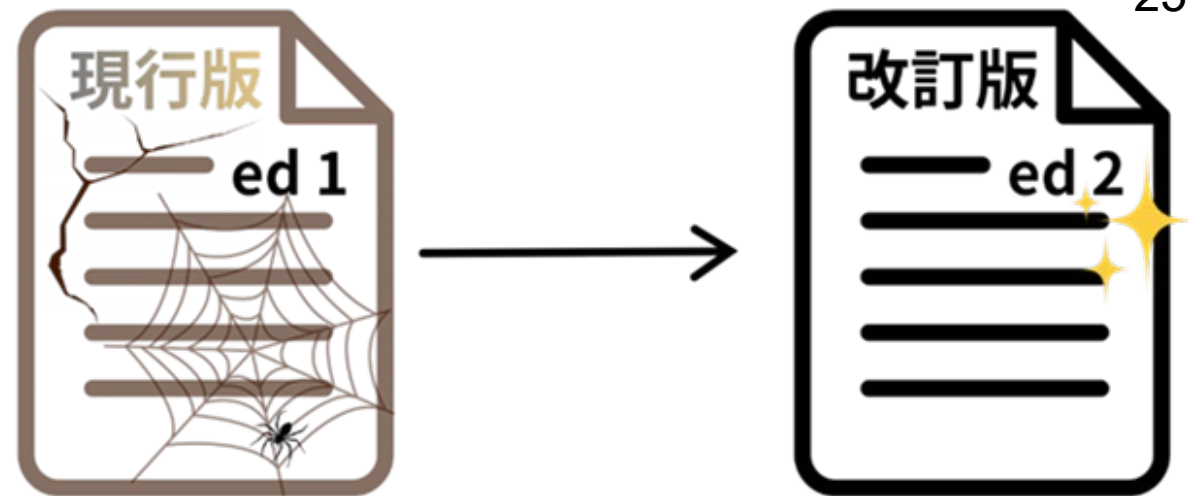
「12年」の新・安定期日設定

- 69.What is the maximum stability period?
- For a first edition, the stability date may be set up to five years after publication. **Following a review or a subsequent edition**, a new stability date may be set up to 12 years. A document may still be revised, amended, converted or withdrawn earlier.

メールで違う情報が示されたため実施時にTPMに要確認。

[4.6.1] 改訂 Revision

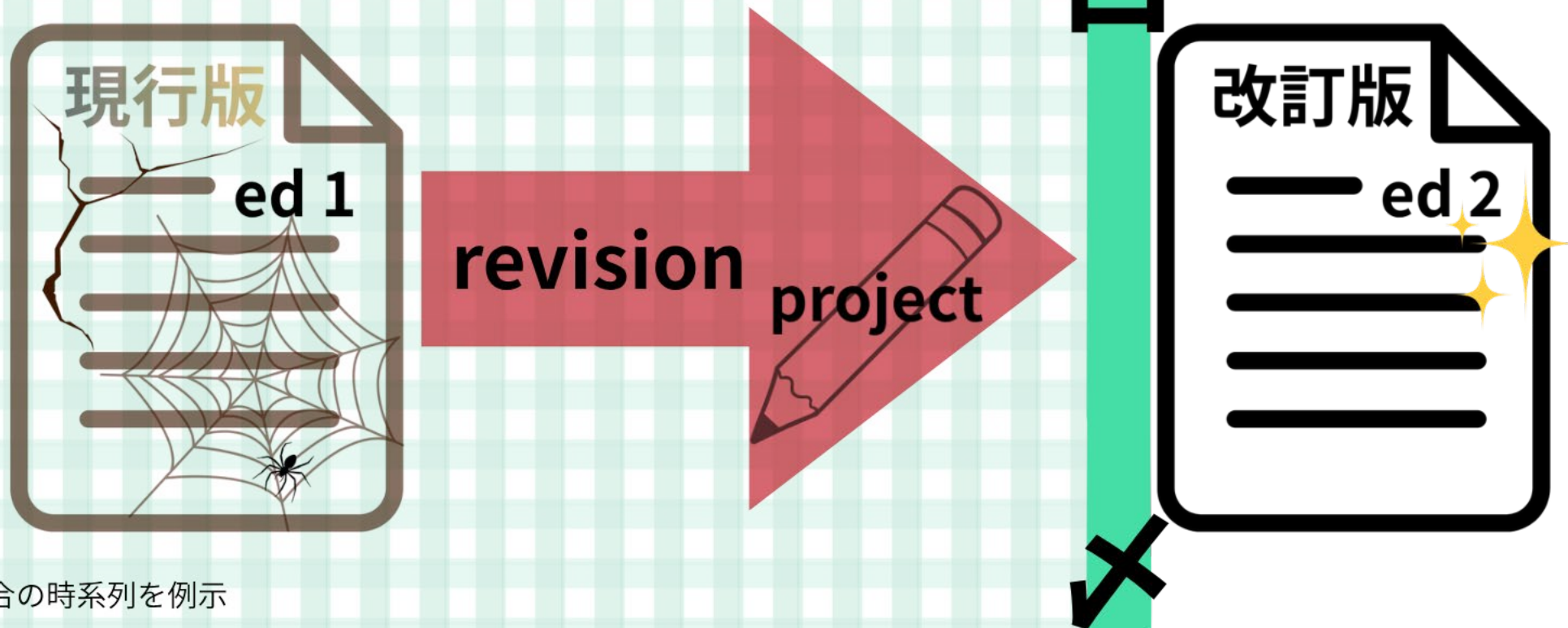
以下の情報を入れて改訂決定



- その文書の適用範囲Scopeの変更の有無
- プロジェクトの目標期日
- **安定期日の更新情報**
- プロジェクトリーダーの氏名
- プロジェクトを割り当てるWG

安定期間

その文書が変更されないままであると
予想される期間



※改訂される場合の時系列を例示



「理想的には」安定期日までに改訂

72. Can a document be revised before its stability date?

Yes. Committees are encouraged not to initiate revisions at the last minute. Instead, they should plan revisions in advance **and ideally complete them** before the stability date, following a more proactive project management approach.

※ 2026年7月のISO上層報告会及び直後のメールでの質問回答では改訂は「逆算して安定期日に間に合うように」行うとご説明しました。その後、2026年9月に発行されたFAQによれば運用は「理想的には間に合うように」と緩めるようです。

引用: ガイダンス文書7.2 最終パラグラフ

- Where a revision or amendment is initiated, the stability date of the existing publication **shall be updated** to cover the expected development period, since the current document remains in force until the revised or amended document is published. Committees **should** plan the decision sufficiently in advance **so that the revision or amendment can be completed before the current stability date expires.**

中央事務局の情報が不明確。
実施時、TPM等に要確認。

引用: ガイダンス文書 8.2

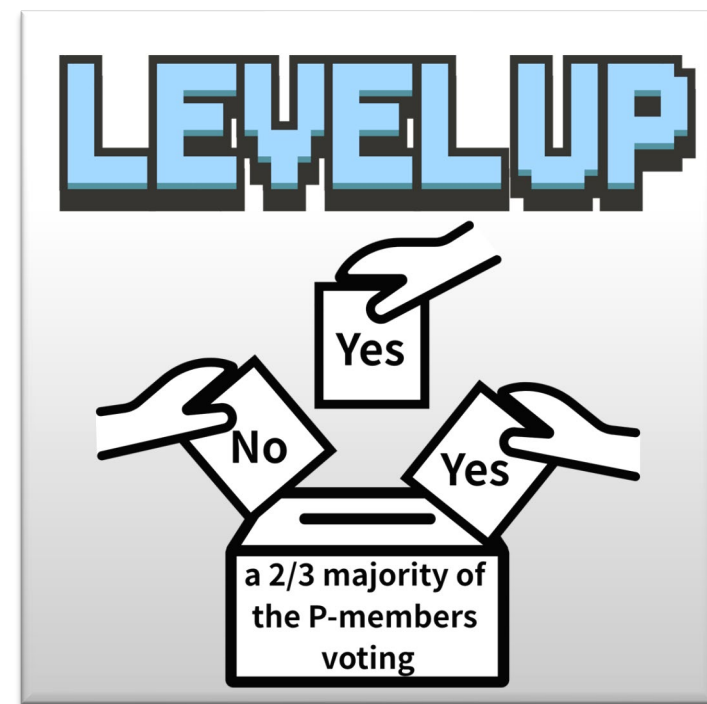
■ 8.2 Plan reviews well in advance

Committees should not initiate reviews at the last minute. Instead, they **should** plan reviews in advance and complete them before the stability date, following a proactive project management approach. The recommendation to confirm, revise, amend or withdraw shall be submitted sufficiently in advance to allow the committee to decide before the stability date.

[4.6.1] 改訂 Revision

以下の場合投票Pメンバーの2/3以上の賛成による承認が必要

- 改訂により文書のScopeが拡大
- TSから国際規格に転換(conversion)

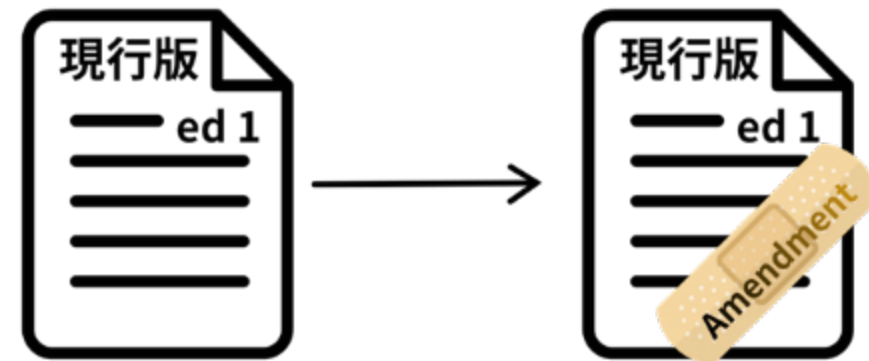




ISOのminor revisionは廃止

- 78.Are (ISO) minor revisions still available for editorial corrections?
- No. **Minor revisions are no longer provided** for Editorial corrections should be handled through the normal revision process. Where appropriate, the committee may skip the committee stage and, if there are no technical changes, proceed from enquiry directly to publication.

[4.6.2] 追補 Amendment



- 追補＝部分的な改訂
- 追補作成手順は、改訂の手順4.6.1 に従う
- IS、TS、TR、およびSRDのみ
- 既存の文書を修正するために公表される追補は2回までで3回以上の追補発行は不可→その場合、改訂する
- 追補は、早ければ現行文書がDISの時に開始してよい
- 文書の安定期日は、追補の発行時に更新（次の2枚のスライドで詳述）

NEW!

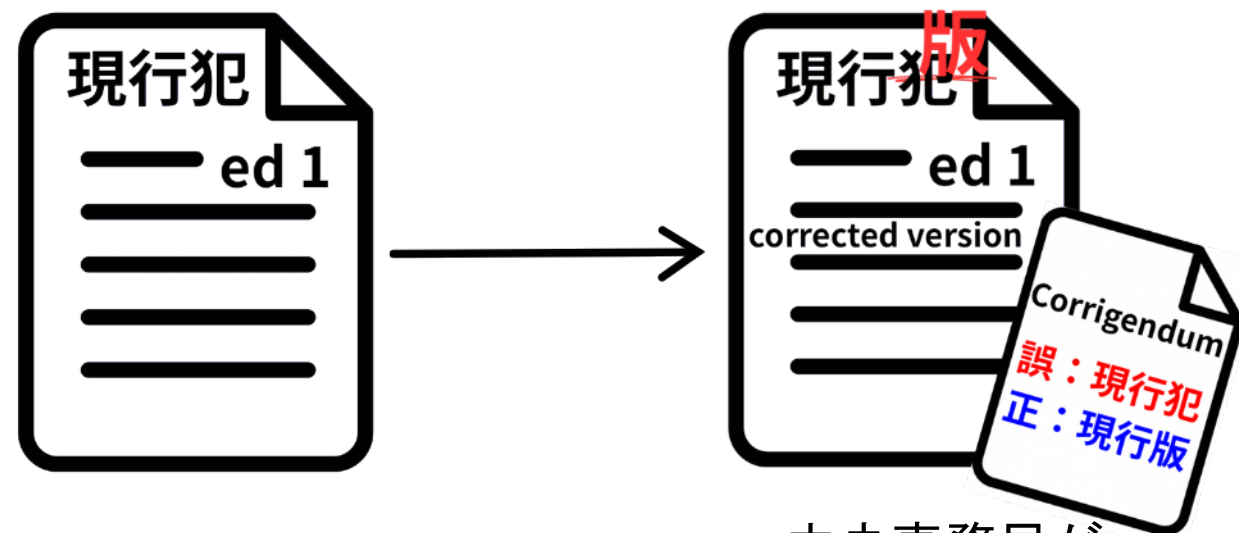


安定期日は追補後もアップデート

- 77.Does publication of an amendment change the stability date of the base document?
- Yes. When an amendment is published, the stability date of the original publication is updated to the new date **agreed** at the enquiry stage or, where applicable, at the Approval stage of the amendment. **Committees should therefore review and revise the stability date of the amended document as part of the amendment process.**

[4.6.3] 訂正 Corrections

- 不注意により生じた誤りや曖昧さを修正し
- 不適切または危険な適用を招く恐れがある場合にのみ発行
- 陳腐化情報のアップデートの目的では発行しない
- 訂正内容はCorrected versionの序文に記載する
- 訂正発行は、安定期日に影響しない



中央事務局が
corrected versionと
corrigendumを
両方発行 **NEW!!**

[4.6.3] 訂正 Corrections 手順

- 誤りと疑われる箇所を、当該委員会の幹事国に報告
- 国際幹事/委員会マネージャーおよび議長による確認を経て訂正の必要性を説明した案を、中央事務局に提出
- 中央事務局は、幹事国と協議し組織への財政的影響および出版物の利用者の利益の両方を考慮して訂正を発行するかどうかを決定

[4.6.4] 廃止 Withdrawal



文書がもはや有効ではないと評価
→ **委員会が** 廃止を決定することができる

※2024年版の異議通知の手順及びTMBでの議論は新ルールに無い

- 廃止決定は通信投票がベストプラクティス
[ISO向けの記述: ガイダンス文書5.8]
- 投票期間は最短でも**6週間**以上
総会で決定の場合は会議日の**6週間前**に
資料配布

安定期日の変更[4.2]

- 安定期日満了前であれば
文書の改訂、追補、廃止、転換に関する提案を
いつでも行うことができる
- 委員会は、安定期日を繰り上げることを
決定することができる

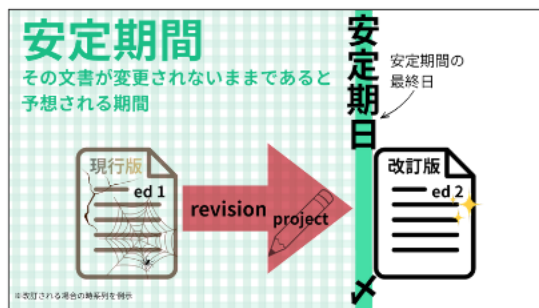
4 Maintenance of documents 文書のメンテナンス

4.1 Review process レビュープロセス

Committee

※委員会が責任を負う
(中央事務局ではない！)

4.2 Stability dates 安定期日



安定期日・安定期間 (IEC由来)の導入
期日はDIS, FDISとホームページに明記

4.3 Review procedure レビュー手順



Committee

※確認/改訂/追補/廃止につき
1. CMかSubgroupが**勧告**
2. 委員会が**決定**

4.4 Review requirements レビュー要求事項 (年数)

IS, TS, TR, Guide, SRDは 初版の安定期日は5年が最長。次の版以降は12年まで ※付箋を要確認
PAS, IWAは6年が最長で それ以降は違う文書に変更されるか廃止。

4.6 Revision, amendment, correction and withdrawal procedures 改訂/追補/訂正/廃止

IEC Supplementからの変更点

IECの視点

大きな変更はないが、以下に注意

- 初版時のStability dateの設定が「5年以内」に[4.4]
- PASの有効期限：従来2年 × 2（確認1回）＝4年だったが6年以内のStability dateを設定することに（確認延長なし）[4.4]
- 従来のISH（Interpretation Sheets）は
明確化Clarifications [4.7]として新DP1に記載されている

IEC Supplementでの旧定義

IECの視点

2.9.1.1 stability period 安定期間

period over which a publication remains unchanged

出版物が変更されない**ままである**期間

2.9.1.6 stability date 安定期日

end of the stability period, when the committee's decision (withdrawal, confirmation, amendment, revision) has been **implemented**

委員会の決定(廃止, 確認, 追補, 改訂)が実施された, 安定期間の最終日



挙手し事務局操作後**ご自身でミュート解除**の上



ISO TC 268/SC1の委員会マネージャーの山田です。スライドXXについて…

①ISOかIECか

②標準化活動上の役割

(委員会マネージャー,議長,コンビーナ,PL,国内事務局等)

③お名前

④関連スライド (番号がわかれば番号、XXのスライド)

⑤ご質問

をお話してください

一度の挙手で一つのご質問にどうぞご協力お願い申し上げます。



または説明会終了後のアンケートにお書きください。

Chatではお受けできません



**質疑応答の後に
時間に余裕があれば
ご説明するスライド**

安定期日スケジュールの例

改訂作業は安定期日に間に合うよう
2, 3年前に開始要か? (理想的には)

中央事務局の情報が不明確。
実施時、TPM等に要確認。

2028

Suggested questions for the committee consultation	委員会内での コンサルテーション例
Q1. Recommended action • Confirm • Revise/Amend • Withdraw	アクション 国家採用状況
Q2. Has the document been adopted at national level, or is it planned for adoption, or used without national adoption? (for example: referenced in national regulations, used in research, export, certification schemes)	国家採用状況
Q3. Are technical changes needed? • No changes needed • Minor technical changes (amendment may be sufficient) • Significant technical changes (revision recommended)	専門的な変更が必要か 確認の場合の新安定期日
Q4. If the document is confirmed, what stability period would you recommend? (up to 12 years)	参加予定
Q5. If revision or amendment is recommended, are you willing to nominate experts and/or support the development work?	参加予定
Q6. If withdrawal is recommended, what is the basis for withdrawing the document?	参加予定
Q7. Provide any other relevant information	廃止の場合の根拠



委員会内投票であれば
総会開催を待たずに
委員会決定可能
N文書化も容易...

中央事務局が1月6月に
その年に安定期日を迎える
文書の情報を配布
CMにはタスクが生成

5月にWGが
勧告を出す

↑コンサルテーションを
2月に委員会内で
回付し情報を集める

7月にCMが
委員会内投票を
設定して...
結果をN文書化し登録

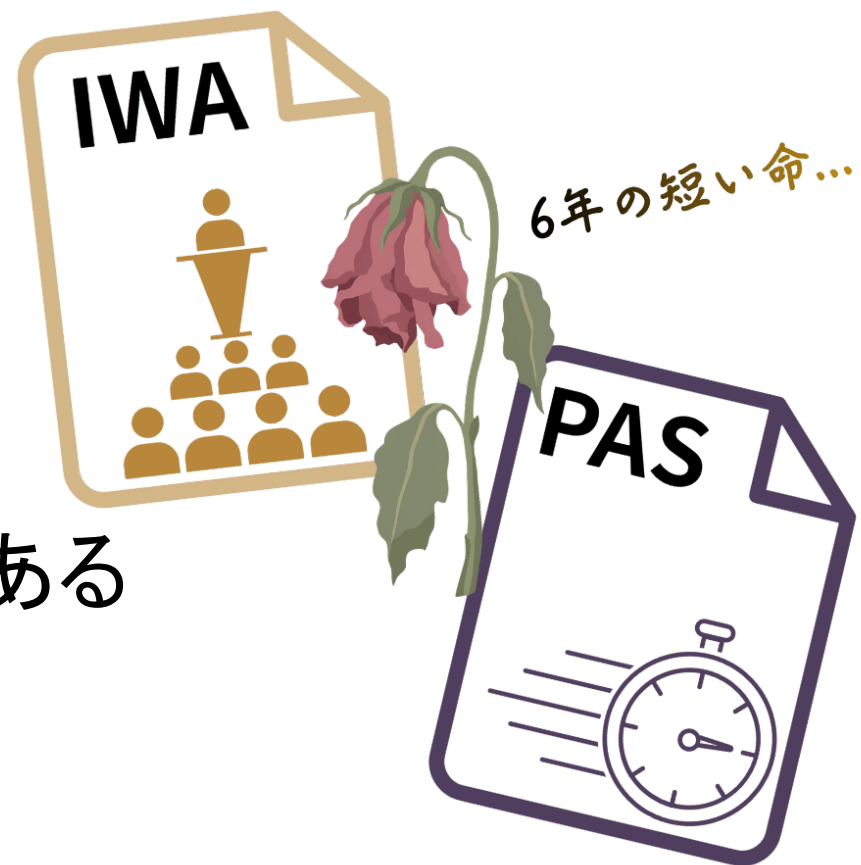
総会決議

採めた文書は
10月の総会で議論し決定

安定期日

安定期日の長さ設定 [4.4] PAS及びIWA

最長6年の有効期間を反映した安定期日
それより早い日付が割り当てられることもある
(※つまり最長6年)



有効期間の満了前に
別の種類の文書へ変換されなければ自動的に廃止

明確化 – Clarifications [4.7]

- 試験所、認証機関、国家機関、利害関係者、利用者からの緊急の要請に対し、迅速な説明を行うもの [4.7.1]
- 明確化の要請は、NPを提出できる者(2.3.2に列挙)と適合性評価を行う組織がCMに提出可[4.7.2]
- 議長とCMはTPMと協力し
 - その問題は「明確化」するのがよいか
 - 追補/改訂/訂正として扱うべきか評価し通知



- 当該文書維持管理を担当する委員会のサブグループに提出
- 当該グループは、要請の再作成を求めることができる
- 明確化の要請が当該グループによって受理された後は4週間以内に回答する
- 当該グループは、説明に関する共通の文言について合意しその結論を幹事／委員会マネージャーに通知
- 説明について合意に達しない場合、当該事項は親委員会に付託され、次回の会議で解決
- 説明は、規範的な内容normative contentを追加/変更してはならず、文書のprovisionを修正してはならない

旧ISO定期見直しと新安定期日の性質比較

考察：大きく言えば

- A) 意味合いが変わった(安定期日は予測可能性を提供する)
- B) アクション者が変わった
(委員会が主体に。委員会は従来の受動から能動的に)
- C) 期間が柔軟性になった

A) 意味合いが変わった

- 定期見直し:
単に「次のSR投票を行う時期」
の目安

- 安定期日:
その文書のユーザーに対して
「この年までは内容が変更され
ずに安定して使える」という
“保証”と予測可能性
(Predictability)を
示すためのマイルストーン

B) アクション者が変わった

■ 定期見直し:

受動的→時期が来たら
中央事務局のシステムから自動
的に全国代表団体に
定期見直し投票が
20週で回付される

■ 安定期日:

主体的→委員会の責任で
各文書の期日を設定し
事前にレビューを計画して
委員会投票で確認・改訂・廃止
を決定し実施する

■ 委員会マネージャーが アクション開始

C) 期間が柔軟になった

- 定期見直し:
一般的に5年などの
一律の期間
- (時期変更は可能であった)

- 安定期日:初版に対する期間に
目安はあるが
委員会が自由に設定・変更
- 短い期間で頻繁に見直すか
- 長期間(最大12年)確認か
等

- 現時点で入手可能な資料に基づき、正確を期して作成しておりますが、最終的な確認にあたっては、Directivesの本文そのものや、今後ISO中央事務局から発行されるガイダンス等も併せて直接ご確認くださいよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
- 本掲載内容の全部または一部について、無断での転載、編集、改変、販売、翻訳、変造等を固く禁じます。
- 資料を配布する際は、本ファイルを転送するのではなく、事前に許諾を得たうえで、下記リンクをご案内いただきますようお願いいたします。

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/std_hokokukai/#koenannai

問い合わせ先 Contact point

一般財団法人日本規格協会 Japanese Standards Association

- 資料の使用許諾とリンクの許諾について: po@jsa.or.jp
- 資料の内容に関する質問について: kokusai@jsa.or.jp

本文書は経済産業省の令和8年度の委託事業の成果です。 © 2026 JISC/JSA